

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年9月15日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) *「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び事件番号等を掲載します。

(1) 土地転借人所有の建物に根抵当権を有する者(X)に対し、土地所有者らが念書に違反して借地権の消滅を来すおそれがある旨の通知を怠ったことを理由にXの損害を認定しつつ8割の過失相殺をした原審を支持した事例(最高裁平成22年9月9日 平成21年(受)第1661号 最高裁HP)

(2) 不法行為により傷害を受けて後遺障害が残り、社会保険給付がされたときに、同給付については元補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ相互補完性を有する損害の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当と判示(最高裁平成22年9月13日 平成20年(受)第494号 最高裁HP)

(3) 債務が履行遅滞に陥り債権者に契約解除権が発生し、その後債権者が債務者に負っている、後に履行すべき反対債務の期限が到来し、両債務が同時履行の関係にある場合、債権者は反対債務を履行しなくとも契約解除権を行使できると判示(東京高裁平成21年9月5日 平成18年(ネ)第4143号、平成18年(ネ)第4646号 判タ1292号207頁)

(4) 購入した宅地の中に埋設物及び汚染土壌が存在したとして瑕疵担保責任に基づき損害賠償を求めた事案において、埋設物、汚染土壌とも「隠れた瑕疵」と認定された事例(東京地裁平成20年7月8日 平成18年(ワ)第8670号 判タ1292号192頁)

(5) 市立保育所の園児が園内の本棚に入り込み熱中症で死亡した事故につき、保育士に重過失があったとして市の国家賠償責任を認め、両親の損害賠償請求に加え、祖母の慰謝料請求も認めた事例(さいたま地裁平成21年12月16日 平成19年(ワ)第537号 判時2081号60頁)

(6) 遺言者が、公正証書作成時点では遺言内容を自ら説明できず、公証人の問いかけにうなずくだけの状態だったことから、本件公正証書は、遺言者が公証人に遺言の趣旨を「口授」したものとは認められず、無効と判断(宇都宮地裁平成22年3月1日 平成21年(ワ)第613号 金法1904号136頁)

(7) 交通事故死した盲導犬の損害賠償につき、当該盲導犬の育成に要した1年間の費用を基礎に、養育に失敗した訓練犬も含め全ての訓練犬に要した費用合計額を、完成した盲導犬の頭数で除し、盲導犬の活動期間を10年として、残り活動期間から損害額を260万円と算定(名古屋地裁平成22年3月5日 平成20年(ワ)第159・3873号 判時2079号83頁)

(8) 破綻したY信用組合に出資したXが、Yの役員らが破綻の可能性を知らずながら出資勧誘したのは違法だとして出資金相当額の返還等を求めた事案で、契約締結前の説明義務違反について付随的義務違反としての債務不履行の成立が認められた(大阪高裁平成22年2月26日 平成21年(ネ)第2455号 金法1904号130頁)

(9) 特許無効審判の無効審決の取消を求めた審決取消訴訟で、特許法29条2項の判断で引用された文献は同条1項3号にいう「刊行物」に該当しないと、その請求が認容され、無効審決が取消された事案(知財高裁平成22年8月19日 平成21年(行ケ)第10180号 裁判所HP)

(10) 拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた審決取消訴訟で、特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号に反するとした審決には同項同号の解釈、適用を誤った違法があるとしてその請求が認容され、拒絶審決が取り消された事案(知財高裁平成22年8月31日 平成21年(行ケ)第10434号 裁判所HP)

(11) 動画投稿・共有サイトの運営会社が、ユーザーが投稿した管理著作物を含む動画ファイルをサーバーに蔵置しユーザーに送信していたため、著作物管理事業者が著作権侵害として差止めを求めた事案。原判決は差止請求を認容し、運営会社が控訴したが棄却された事例(知財高裁平成22年9月8日 平成20年(ワ)第21902号 裁判所HP)

(12) 原告撮影の写真を被告新聞社が買い取った場合、それが被告への著作権の移転になるかが争われた事案。被告が支払った対価は主に原告の撮影作業に対する報酬であり、当該写真に係る著作権譲渡の対価ではないと判示(大阪地裁平成22年9月9日 平成20年(ワ)第2813号 裁判所HP)

(13) 担保不動産競売事件の期間入札で最高価額を提示した入札人ではなく他の者を最高価買受申出人と定めて開札期日を終了した場合、この売却は不許可とした上で、入札までの手続きを前提として改めて開札期日を開き最高価買受申出人を定め直すべきと判示(最高裁平成22年8月25日 平成22年(許)第2号 最高裁HP)

(14) Aの相続人Yは、Xからの訴訟提起によりAのXに対する多額の債務を知り、相続の熟慮期間を本件訴状送達日から起算すべきとして相続放棄の申述をしたが、熟慮期間を繰り下げるべき特段の事情があったとはいえないとしてXの請求を認容した(大阪高裁平成21年1月23日 平成20年(ネ)第2167号 判タ1309号251頁)

(15) 給与の債権差押命令を受けた債務者が、借入金等の控除がされ差押により手取りが2,000円程度になり著しく困窮するとして命令の取消申立をしたが却下され、これに対する執行抗告も棄却された事例(東京高裁平成22年3月3日 平成21年(ラ)第1992号 金法1904号127頁)

(16) 不動産競売手続で売却許可決定を得たXが、その決定の取消を申立て却下され、執行抗告した事例。Xの買受申出時までに執行裁判所には判明していた重要な情報がXに与えられていなかったことなどを理由に売却許可決定には瑕疵があったとして決定を取消した(東京高裁平成22年4月9日 平成22年(ラ)第405号 金法1904号122頁)

(17) 差押された預金債権の原資が国民年金及び高齢年金であるとしても、預金債権となった場合は原資の属性を考慮することなく差し押さえることができるとして、債務者の差押禁止債権の範囲の変更申立てを却下し、執行抗告についても棄却された事例(東京高裁平成22年4月19日 平成22年(ラ)第635号 金法1904号119頁)

(18)地盤改良工事に関して、その注文書引用の約款に仲裁条項があることを理由とし、契約締結、注文書の作成経緯から当事者間の仲裁合意が成立したとして、提起された本案訴訟において仲裁合意を理由とする妨訴抗弁を認め、訴えが却下された事例(東京地裁平成21年3月25日 平成20年(ワ)第21206号 判タ1309号220頁)

(19)不動産鑑定士が有する賃貸事例の物件特定に関する情報は、守秘義務を前提として第三者から収集したものであり、民訴法220条4号ハで引用されている197条1項3号の「技術又は職業上の秘密」に該当するとして、その開示が相当ではないと判断された事例(東京地裁平成22年5月11日 平成21年(モ)第3727号 判時2080号44頁)

(20)刑訴法405条3号の判例といえるためには原判決時に判例が存在し、かつ高裁判例の判断部分がその上告審において否定されていないことが必要として、当該高裁判断が上告審で否定された場合は、上告理由は消滅したとして上告が棄却された事例(最高裁平成22年3月16日 平成21年(あ)第1619号 判時2079号161頁)

(21)北海道開発庁長官が下部組織である北海道開発局の港湾部長に対し、競争入札が予定される港湾工事の受注に関し特定業者の便宜を図るように働き掛ける行為について受託収賄罪における職務関連性が認められるとした事例(最高裁平成22年9月7日 平成20年(あ)第738号 最高裁HP)

(22)雑居ビルの火災事故で店舗内の客と従業員の多数が死傷した事案において、基本的には実質的経営者を補佐するだけであった者については、出火原因となった物品を撤去すべき結果回避措置についての裁量権は与えられていなかったとして無罪とされた事例(東京地裁平成20年7月2日 平成15年(わ)第794号 判タ1292号103頁)

(23)常勤とは評価できないとして、週3日勤務の普通地方公共団体の臨時的任用職員への期末手当支給を違法としたが、支給した市長の過失責任は、常勤性の判断について裁判例等が存在しなかったことを理由に否定した事例(最高裁平成22年9月10日 平成20年(行ヒ)第432号 裁判所HP)

(24)目黒区議会議員が自ら提起した住民訴訟を進行する上で要した費用を政務調査費から支出したところ、同支出を違法とされ目黒区長からその返還を求める処分を受けたため、その処分の取消しを求めた事案で、同支出に違法性はないとされた事例(東京高裁平成21年9月29日 平成21年(行コ)第2号 判時2081号7頁)

(25)市職員が身体障害者の介護者にも鉄道等運賃割引制度がある旨説明しなかったためXは鉄道等乗車時に正規料金を支払ったとして損害賠償を請求。上記割引制度は説明すべき「必要な情報」に該当するとして、Xの請求を棄却した原判決を破棄し、原審に差し戻した(東京高裁平成21年9月30日 平成20年(ツ)第80号 判タ1309号98頁)

(26)急性心不全で死亡した飲食店従業員につき、会社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任に加え、恒常的長時間労働をする者が多数出現する不合理な勤務・給与体制を認識していた取締役にも会社法429条1項に基づく責任が認められた事例(京都地裁平成22年5月25日 平成20年(ワ)第4090号、平成21年(ワ)第64号 判時2081号144頁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1)最一判平成22年9月9日 最高裁HP

平成21年(受)第1661号 損害賠償等請求本訴、同反訴事件(棄却)

土地の賃貸人及び転貸人(Yら)が、転借人所有の地上建物に極度額5000万円の根抵当権を有する者(X)に対し、転借人(A)の地代不払など借地権の消滅を来すおそれのある事実が生じたときは通知をする旨の条項を含む念書を差し入れた場合に、上記通知の不履行を理由にXがYらに対して1500万円の損害賠償を求めた事案において、Xの損害を980万円と認定し、8割の過失相殺をした原審を支持した事例。

(理由)

念書中の事前通知条項には、土地に係るAの借地権の消滅を来すおそれのある事実が生じた場合は、Yらは、Xにこれを通知し、借地権の保全に努める旨が明記されている上、Yらは、事前に念書の内容を十分に検討する機会を与えられてこれに署名押印又は記名押印をしたというのであるから、Yらは、念書を差し入れるに当たり、事前通知条項が、YにおいてAの地代不払を理由に転貸借契約を解除する場合には、地代不払が生じている事実を遅くとも解除の前までにXに通知する義務を負うとの趣旨の条項であることを理解していたものといわざるを得ない。そうすると、Yらは、念書を差し入れることによって、上記の義務を負う旨を合意したものであり、その不履行によりXに損害が生じたときは、損害賠償を請求することが信義則に反すると認められる場合は別として、これを賠償する責任を負う。このことは、Yらが、念書の内容、効力等につきXから直接説明を受けておらず、念書を差し入れるに当たりXから対価の支払を受けていなかったなどの事情があっても、異なる。そして、Yらが不動産の賃貸借を目的とする会社等であること、Yらが本件念書を差し入れるに至った経緯、Yが転貸借契約を解除するに至った経緯等諸般の事情にかんがみると、XがYらに対して上記の義務違反を理由として損害賠償を請求することが信義則に反し、許されないとまでいうことはできず、Xの過失をしん酌し、Yらが上記の義務を履行しなかったことによりXに生じた損害の額から、8割を減額するにとどめた原審の判断は相当というべきである。

(2)最一判平成22年9月13日 最高裁HP

平成20年(受)第494号 損害賠償請求事件(一部破棄・一部変更)

1 不法行為により傷害を受け、後遺障害が残った場合において、社会保険給付がされたときに、同給付については、てん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

(理由)

労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付を受けたときは、これらの社会保険給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものである。

2 不法行為により傷害を受け、後遺障害が残った場合において、不法行為時から相当な時間経過後に現実化する損害をてん補するために社会保険給付がされたときに、そのてん補の対象となる損害は本件事故の日にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をするのが公平の見地からみて相当である。

(理由)

一般に、不法行為の時から損害が現実化する時までの間の中間利息が必ずしも厳密に控除されるわけではないこと、上記の場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために、てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると上記のように解すべきである。

(3) 東京高判平成19年9月5日 判例タイムズ1292号207頁

平成18年(ネ)第4143号、平成18年(ネ)第4646号 土地建物所有権移転登記抹消登記・反訴請求控訴、同附帯控訴事件《原判決変更、附帯控訴棄却・上告、上告受理申立て(後上告棄却、上告不受理)》

控訴人が訴外会社に不動産を売り渡し、訴外会社がこれを被控訴人に転売して順次所有権移転登記がなされたところ、控訴人が訴外会社及び被控訴人に対し、各抹消登記手続を請求した事案において、控訴人が訴外会社に対し代金の不払いを理由にした売買契約の解除の効力が問題となった。この点、本判決は、先履行すべき売買契約上の債務が履行遅滞に陥り、債権者から債務者に対する催告により契約解除権が発生した場合には、その後になって債権者が債務者に対して負う後に履行すべき反対債務の期限が到来した結果両債務が同時履行の関係に立つ場合であっても、債権者はその負う反対債務の履行の提供をしなれば既に発生した契約解除権を行使することができないと解すべきものではないとした。

(4) 東京地判平成20年7月8日 判例タイムズ1292号192頁

平成18年(ワ)第8670号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

原告が、被告に対し、被告から購入した宅地の中に埋設物及び汚染土壌が存在したとして瑕疵担保責任に基づき損害賠償を求めた事案において、(1)埋設物の点につき、地中の埋設物が建物建築の基礎工事に支障を生じさせるか否かを判断するにあたっては、買主がすでに建築した建物だけではなく、将来建築する可能性のある建物をも考慮するのが相当であること、また、当該土地の建ぺい率及び容積率によって制限される平面的範囲内に存在する埋設物だけでなく、当該土地のすべての平面的範囲内に存在する埋設物が建物建築の基礎工事に支障を生じさせようとして、本件において埋設物の存在を「隠れた瑕疵」に該当するとし、(2)土壌汚染の点について、行政上の規制基準値を下回っている汚染土壌であっても、本件区画に近接する他の区画の汚染土壌が規制基準値を大幅に上回っていること、汚染土壌の原因物質(ダイオキシン類)の発生原因と考えられる埋設物が本件区画においても発見されていること、本件区画の汚染土壌は規制基準値を若干下回っているにすぎないこと等を理由に「隠れた瑕疵」に該当するとした。

(5) さいたま地判平成21年12月16日 判例時報2081号60頁

平成19年(ワ)第537号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

市立保育所の園児が、自由遊びの時間中に園内の本棚に入り込み熱中症によって死亡した事故につき、保育士に園児の動静把握義務違反の重過失があるとして、この点を賠償額で考慮し、市の国家賠償責任を認め、両親の損害賠償請求に加え、祖母の慰謝料請求も認めた事例。

(6) 宇都宮地判平成22年3月1日 金法1904号136頁

平成21年(ワ)第613号 所有権移転登記抹消登記手続等請求事件(請求認容)

本件は、Xらが、同人らの父である遺言者が所有していた本件土地建物について、遺贈を原因とする所有権移転登記を受けたYに対し、遺言者が適式な遺言をしていないこと、仮にしていたとしても、遺言能力がなかったことを理由として、所有権に基づき、同登記の抹消登記手続をすることを求め(主位的請求)、仮に遺言者が有効な遺言をしていたとすれば、遺留分減殺請求を原因とする所有権一部移転登記手続をすることを求めた(予備的請求)事案である。

本判決は、遺言者は、公証人に事前に遺言の内容を説明していないこと、本件遺言公正証書作成時も自ら遺言の内容を公証人に説明したのではなく、公証人が問いかけたのに対し声を出してうなずくのみであったことによれば、たとえ、遺言者が本件遺言公正証書作成に先立ちYに対し、本件土地建物をYに相続させる旨の意思を表明し、遺言公正証書を作成することが遺言者の意思に基づくものであったとしても、遺言者が公証人に対し本件遺言の趣旨を「口授」(民法969条2号)したと認めることはできず、本件遺言公正証書は同号の要件を欠き、本件遺言は効力がないと判断し、Xらの主位的請求を認めた。

(7) 名古屋地判平成22年3月5日 判例時報2079号83頁

平成20年(ワ)第159号・3873号 損害賠償請求事件 一部認容 一部棄却(確定)

盲導犬Sが視覚障害者X2とともに歩行中にY1運転の貨物自動車に衝突されて死亡したことを理由としてX2にSを無償貸与していた財団法人盲導犬協会X1が盲導犬Sの死亡による損害を被ったとしてY1及びY1の使用者Y2に対して損害賠償を求めた事案である。

本判決は、盲導犬は視覚障害者の経済力にかかわらず無償貸与されており市場取引の対象とされていないから当該盲導犬の育成に要した1年間の費用を基礎に考えるのが相当であり、盲導犬の育成率は四割に満たないけれども失格となった訓練犬も含めたすべての訓練犬に要した費用合計額を完成した盲導犬の頭数で除した額とするのが相当であり盲導犬の活動期間は10年であるから残余活動期間の割合に応じて減じるのが相当であると5年の活動期間を残していたSには育成費用453万円のうち260万円を損害として認めた。

【商事法】

(8) 大阪高判平成22年2月26日 金法1904号130頁

平成21年(ホ)第2455号 損害賠償等請求控訴事件、同附帯控訴事件(控訴・附帯控訴ともに棄却)

信用組合であるYが破たんする9か月程前に、Yに対して1000万円を出資したXが、上記出資をした時点で既にYは実質的な債務超過の状態にあり早晚破たんのおそれがあることをYの役員らにおいて認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず、これを告げずに出資勧誘したとして、不法行為(主位的請求)ないし債務不履行(第1次予備的請求)に基づき上記出資金相当の損害金の支払いを求め、また、Xには実際と異なる自己資本比率を前提に出資契約

を締結した点で錯誤があったとして、不当利得に基づき上記出資金相当の金銭の返還(第2次予備的請求)を求めた事案である。

原判決は、主位的請求については、不法行為が成立するものの、時効消滅しているとした上、第1次予備的請求に基づきYの債務不履行責任を認めた。このため、Yが敗訴部分の取消しを求めて控訴し、Xも主位的請求が認められるべきであるとして附帯控訴した。

本判決は、原判決同様、主位的請求については、Yの説明義務違反による不法行為の成立は認められたものの、時効消滅しているとした上、第1次予備的請求について、本件における説明義務違反は、契約締結前とはいえ、その成立過程において本件出資契約を締結するか否かや契約条件等にかかる意思決定のための情報の提供という本件出資契約自体と密接な関係にある点についての義務違反であって、Yにつき、本件出資契約の付随的義務違反として債務不履行責任を生ぜしめるものであるとして、債務不履行の成立を認め、控訴、附帯控訴とも棄却した。

【知的財産】

(9) 知財高判平成22年8月19日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10180号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

特許無効審判の無効審決の取消を求めた審決取消訴訟で、特許法29条2項の判断で引用された文献は同条1項3号に「刊行物」に該当しないと、その請求が認容され、無効審決が取り消された事案。

特許法29条2項適用の前提となる特許法29条1項は、同項3号の「特許出願前に……頒布された刊行物に記載された発明」については特許を受けることができずと規定するものであるところ、上記「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには、同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることを要することはいうまでもないが、発明が技術的思想の創作であることにかんがみれば、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術的思想が開示されていることを要するものというべきである。

特に、当該物が、新規の化学物質である場合には、新規の化学物質は製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから、刊行物にその技術的思想が開示されているというためには、一般に、当該物質の構成が開示されていることに止まらず、その製造方法を理解し得る程度の記載があることを要するというべきである。そして、刊行物に製造方法を理解し得る程度の記載がない場合には、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその製造方法その他の入手方法を見出すことができることが必要であるというべきである。

(10) 知財高判平成22年8月31日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10434号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた審決取消訴訟で、特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号に反するとして審決には同項同号の解釈、適用を誤った違法があると、その請求が認容され、拒絶審決が取り消された事案。

特許法36条6項2号は、特許請求の範囲の記載に関し、特許を受けようとする発明が明確でなければならぬ旨規定する。同号がこのようなように規定した趣旨は、仮に、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となり、第三者に不測の不利益を及ぼすことがあり得るので、そのような不都合な結果を防止することにあり、特許請求の範囲の記載に関し、その他、発明に係る機能、特性、解決課題又は作用効果等の記載等を要件としているわけではない。

この点、発明の詳細な説明の記載要件に係る特許法36条4項の趣旨を受けて定められた特許法施行規則24条の2の規定に照らせば、発明の解決課題やその解決手段、その他当業者において発明の技術上の意義を理解するために必要な事項は、法36条4項への適合性判断において考慮されるものとするのが特許法の趣旨であるものと解される。また、発明の作用効果についても、平成6年改正前の特許法36条4項においては、「発明の目的、構成及び効果」を記載することが必要とされていた。

このような特許法の趣旨等を総合すると、法36条6項2号を解釈するに当たって、特許請求の範囲の記載に、発明に係る機能、特性、解決課題ないし作用効果との関係での技術的意味が示されていることを求めることは許されないというべきである。仮に、法36条6項2号を解釈するに当たり、特許請求の範囲の記載に、発明に係る機能、特性、解決課題ないし作用効果との関係で技術的意味が示されていることを要件とするように解釈するとすれば、法36条4項への適合性の要件を法36条6項2号への適合性の要件として、重複的に要求することになり、同一の事項が複数の特許要件の不都合理由とされることになり、公平を欠いた不当な結果を招来することになる。

(11) 知財高判平成22年9月8日 裁判所HP

著作権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第21902号)

音楽著作物の著作権等管理事業者である被控訴人が、動画投稿・共有サイトを運営する控訴人会社(旧商号・株式会社パンドラTV)が、運営主体となって提供する本件サービスにおいて、控訴人会社が開設した本件サイトのサーバに、各ユーザが投稿した被控訴人の管理する本件管理著作物の複製物を含む動画ファイルを蔵置し、これを各ユーザに送信していることが、本件管理著作物の著作権(複製権及び公衆送信権(送信可能化を含む。))を侵害し、かつ、不法行為が成立すると主張して、控訴人会社に対して、著作権(複製権及び公衆送信権(送信可能化を含む。))に基づいて、本件管理著作物を、本件サーバの記憶媒体に複製し又は公衆送信することの差止めを求めた事案で、原判決は、差止請求を認容したため、控訴人らがこれを不服として控訴した。

控訴人会社が、本件サービスを提供し、それにより経済的利益を得るためにその支配管理する本件サイトにおいて、ユーザの複製行為を誘引し、実際に本件サーバに本件管理著作物の複製権を侵害する動画が多数投稿されることを認識しながら、侵害防止措置を講じることなくこれを容認し、蔵置する行為は、ユーザによる複製行為を利用して、自ら複製行為を行ったと評価することができるものであるから、控訴人会社は、本件サーバに著作権侵害の動画ファイルを蔵置することによって、当該著作物の複製権を侵害する主体であると認められる、として控訴は棄却された。

(12) 大阪地判平成22年9月9日 裁判所HP

平成20年(ワ)第2813号 著作権損害賠償請求事件

原告が撮影した各被写体の写真を被告が被告新聞に掲載した後、原告に断ることなくインターネット等に掲載した行為に対する著作権(複製権)侵害の不法行為に基づく損害賠償事件で、被告へ著作権が移転していたか否かが争点となった。

フィルムの所有権とフィルムに感光された写真の著作権とは、本来、別個に存在するものであるため、被告が所有する未感光フィルムを交付した後、原告の撮影によって未感光フィルムが感光されても、そのことによって、フィルムに感光された写真の著作権が被告に移転することにはならない。被告新聞は、日々の出来事を報道することが主たる目的の日刊新聞であるから、同一の写真について、複数回にわたって掲載したり、一定期間継続して掲載することは、通常は予定していない。そのため、依頼した対象物が依頼した意図に沿って撮影されていれば、通常は依頼の目的を達成するのであり、それ以上に、写真の出来栄や希少価値を考慮して、対価を支払っていたわけではない。これらのことからすれば、写真撮影に当たり被告が支払っていた対価は、主として撮影作業に対する報酬であり、当該写真に係る著作権譲渡の対価ではないといえる、として原告の請求が容認された。

【民事手続】

(13) 最一決平成22年8月25日 最高裁HP

平成22年(許)第2号 売却許可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(棄却)

1 担保不動産競売事件の期間入札において、執行官が、最高の価額で買受けの申出をした入札人(A)の入札を誤って無効と判断し、他の者(B)を最高価買受申出人と定めて開札期日を終了した場合に、執行裁判所は、誤って最高価買受申出人と定められた者(B)に対する売却を不許可とした上で、当初の入札までの手続を前提に改めて開札期日及び売却決定期日を定め、これを受けて執行官が再び開札期日を開き、最高価買受申出人を定め直すべきものと解するのが相当である。

(理由)

この場合、執行裁判所は、誤って最高価買受申出人と定められた者(B)に対する売却を不許可とすることとなるが、その後は、改めて期間入札を実施するほかはなく、上記入札人(A)は再び買受けの申出をすることができるにすぎないと解することは、最高価買受申出人と定められ売却許可決定を受けられるはずであった上記入札人(A)の保護に欠けることになり、相当でない。他方、執行官による上記の誤りがあるからといって、既に行われた売却の手続全体が瑕疵を帯びると解する理由はなく、当該瑕疵が治癒されれば当初の売却の手続を続行するのに何ら支障はない。

2 担保不動産競売事件の期間入札において、最高の価額で買受けの申出をしたが執行官の誤りにより当該入札が無効と判断されたため買受人となることができなかつたことを主張する入札人は、民事執行法188条、74条1項に基づき、売却許可決定に対し執行抗告をすることができる。

3 担保不動産競売事件の期間入札において、執行官に提出された入札書を封入した封筒に記載された事件番号が入札保証金振込証明書に記載されたそれと一致しなくても、当該入札は無効ではないとされた事例。

(理由)

民事執行規則173条1項、47条が、入札書を封入した封筒に開札期日の記載のみを求め、事件番号や物件番号の記載を求めているのは、開札期日の記載があれば当該封筒を開封すべき開札期日特定することができるため、入札書の記載から判明する事件番号や物件番号については記載の必要がないからである。そうすると、当該封筒を開封すべき開札期日特定することができるのであれば、当該封筒に記載された事件番号がその添付書類に記載されたそれと一致していなくても、当該入札が無効であるということとはできず、執行官は開札期日において当該封筒を開封することを要する。

(14) 大阪高判平成21年1月23日 判例タイムズ1309号251頁

平成20年(ネ)第2167号 連帯保証債務履行請求控訴事件(控訴棄却・確定)

本件で、A(平成15年3月25日亡)の相続人Yは、同年12月25日に遺産分割協議を行い、積極財産が消極財産を若干上回る前提で不動産や債務の一部を相続したが、Xから、平成19年6月8日、Aに対する貸付金等について法定相続分に応じた支払を求めて訴訟提起され、同訴訟提起により消極財産が積極財産を大きく上回ることが判明したため、Yは同年7月11日に相続放棄の申述を行い受理された。Yは、AのXに対する多額の債務があることを知ることができなかつたことに相当な理由があるから、熟慮期間は本件訴状が送達された日から起算されるべきであると主張したが、本判決は、YはA死亡の時点で相続財産の有無及びその状況等を認識又は認識することができる状況にあった(少なくともAに相続財産が全くないと信じるような状況にはなかつた)し、遺産分割協議をし不動産の一部について相続登記を経由し債務も弁済していたような事情に照らせば、熟慮期間を本件訴状送達日から起算すべき特段の事情があったとはいえないとして、Xの請求を認容した第1審の判決を維持した。

(15) 東京高決平成22年3月3日 金法1904号127頁

平成21年(ラ)第1992号 差押禁止債権の範囲変更(全部取消)申立却下決定に対する執行抗告事件(棄却)

給与に対する債権差押命令を受けた地方公務員である債務者は、給与から税金の他に借入金等が控除されており、同差押命令により実際の手取額が1000円ないし2000円余り程度にとどまり、生活が著しく困窮していることを理由として、同差押命令の取消しを求める申立てをしたが、原決定はこの申立てを却下した。これを不服とした債務者が執行抗告をした。

本決定は、地方公務員等共済組合法115条2項の控除の性質については、給与支給機関は組合に対する組合員の債務の弁済を代行するに過ぎず、組合に他の債権者に当然優先して組合員に対する貸付金債権の弁済を受け権利を認めたとはいえないことを確認した上で、組合員の給与が差し押さえられ、その残額から償還金の控除がなされる結果、組合員の生活が圧迫され、差押禁止制度を設けた趣旨が没却されるような事態が生じる場合には、当該組合員としては、給与支払機関による償還金の控除を所与の前提として差押禁止範囲の変更を求めるのではなく、給与支払機関に対し、償還金の一部又は全部の控除をしないことを請求しうると解すべきであり、その意味において、本件差押えの対象となっていない給与の額から償還金が控除されていることは民事執行法153条1項の「債務者の生活の状況その

他の事情」として考慮することはできないと判断し、債務者による本件執行抗告申立てを棄却した。

(16) 東京高決平成22年4月9日 金法1904号122頁
平成22年(ワ)第405号 売却許可決定取消申立却下決定に対する執行抗告事件(原決定取消・変更)

Xは、本件建物の不動産競売手続において、売却許可決定を得た。しかし、Xの入札当時から、本件建物の敷地利用権をめぐる争いが生じており、土地所有者Aは、本件建物の元所有者Bおよび不動産競売手続当時の所有者Cに対し、建物収去・土地明渡請求訴訟を提起し、B、Cに対する関係で、それぞれ建物収去土地明渡しを命じる判決が言い渡された。そこでXは、本件売却許可決定の取消しを求める申立てをしたが、原決定は、現況調査報告書に地代滞納、借地権譲渡の無承諾の記載があり、物件明細書にも建物所有者と借地名義人が異なる、地代の滞納あり、本件競売手続の申立債権者による地代代払いの許可ありとの記載に加え、建物収去・土地明渡訴訟が提起されている旨の記載があったから、建物収去土地明渡しを命じる判決が確定するおそれがあることが十分警告されていたこと、当初の評価書においても借地権の無断譲渡を理由に相当の減価がされ、補充評価書においてはさらに大幅な減価がされて、売却基準価額が格別に低額に決定されていることからすれば、Xは買受け申出当時から確定判決によって建物収去土地明渡しを命じられることを十分に覚悟し、そのリスクを考慮して買受け申出をしたというべきであるとして、Xの申立てを却下した。この原決定に対し、Xが執行抗告をしたのが本件である。

本決定は、民事執行法75条1項の「損傷」には不動産が建物である場合の敷地利用権の消滅も含まれ、その損傷が買受け申出前に生じていたものでも、その損傷の事実が競売事件記録上、売却基準価額又は物件明細書等の記載に反映されておらず、これを知らないことにつき、最高買受申出人又は買受人の責めに帰し得ないときには同項本文の規定の類推適用により当該売却許可決定を取り消すことができることとした上で、本件物件明細書、現況調査報告書および評価書では借地権が前提とされていること、評価額が708万円とその金額自体高額であること、一般人が執行裁判所と訴訟裁判所を区別できず、そのような高額であれば、建物収去土地明渡しを命じる判決が言い渡されることはないとの誤解を招きかねないこと、それにもかかわらず、借地契約を解除する旨の意思表示がなされたことやBに対する建物収去土地明渡しを命じる判決が言い渡されたことなど、Xの買受申出時までには執行裁判所には判明していた重要な情報がXに与えられていなかったことなどを指摘し、本件売却許可決定には民事執行法71条6号および7号に該当する瑕疵があったとして、同法75条1項本文の類推適用により取り消されるべきであるとした。

(17) 東京高決平成22年4月19日 金法1904号119頁

平成22年(ワ)第635号 差押禁止債権の範囲変更却下決定に対する執行抗告事件(棄却)

YのXに対する債権についての強制執行として、確定判決に基づきXの預金債権に対する債権差押命令がされたのに対し、Xは、同預金債権はXに支給された国民年金および老齢年金が原資となっているものであるとして、差押禁止債権の範囲の変更を申し立てたが、原決定はこの申立てを却下した。Xは、これを不服として、執行抗告をした。

本決定は、法定差押禁止債権である国民年金等の給付を受ける権利も、国民年金等が年金受給者の銀行口座に振り込まれた預金債権となった場合には、執行裁判所は、その原資の属性を考慮することなく、当該預金債権について差押命令を発することができることを確認した上で、民事執行法153条に基づく差押禁止債権の範囲の変更の申立てについては、当該預金債権の原資となった国民年金等の債権の額、当該差押えに係る債務者および債権者の生活状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部の取消しの裁判をすることができるが、Xの預金口座に振り込まれた国民年金等の給付合計512万1344円のうち大部分は既にXによって引き出されており、差押命令によって差し押えられた預金債権は10万5409円にとどまること、Xは弁理士の資格を有し特許事務所を営んでおり、それなりの収入を得る能力を有していることがうかがわれる一方、原審裁判所からの収入状況を明らかにするようにとの指示に応じていないことから、原決定を相当とし、Xによる本件執行抗告申立てを棄却した。

(18) 東京地判平成21年3月25日 判例タイムズ1309号220頁

平成20年(ワ)第21206号 損害賠償請求事件(訴え却下・確定)

本件は、地盤改良工事の注文者Xが、請負人Yによる同工事の施工が不十分であったため建築した建物の取り壊しを余儀なくされた等として、不法行為等に基づき損害賠償を求めたところ、Yが妨害抗弁(仲裁合意の存在)を主張し争った事案である。本判決は、(1)注文書引用の約款に契約に関する紛争が生じた場合に建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図る旨の規定があることを前提に、契約締結の経緯や注文書等の作成経緯等からすれば仲裁合意が成立している、(2)紛争が生じた場合にまず話し合いによる解決を図ろうとすることが一般的であるから、Xの損害賠償請求に対する応答の際にYが仲裁による紛争解決につき言及していないとしても、直ちにYにおいて仲裁合意に基づく仲裁による紛争解決を放棄する意思であったとは言えず、仲裁合意の黙示的合意解除があったとは認められない、(3)本件訴訟提起に先立ってYが約款に基づいてあっせん又は調停に向けた手続をとらなければならぬとは解されないで、同訴訟提起の段階になってからXが仲裁合意の主張をしたとしても信義則違反は認められない等として、Yの妨害抗弁は理由があるとしXの訴えを却下した。

(19) 東京地裁決平成22年5月11日 判例時報2080号44頁

平成21年(モ)第3727号 文書提出命令申立事件(一部認容、一部却下)

民訴法220条4号ハで引用されている197条1項3号の「技術又は職業上の秘密」とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会的価値が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう。一件記録によれば、相手方は、各賃貸事例の新規賃料及び継続賃料の情報を賃料額貸与人、賃借人、不動産業者等から第三者に開示しないことを前提に受けていること、もし、これを開示することになると、守秘義務を守らない不動産鑑定士として、今後、賃貸事例の情報を提供してもらえなくなるおそれがあることが認められ、職務に与える影響は甚大である。これらのことを考慮すると、開示されている内容を超えて、賃貸事例の物件の特定をするために相手方の職業の秘密を開示させることは、相当でないというべきである。

【刑事法】

(20) 最三決平成22年3月16日 判例時報2079号161頁

平成21年(あ)第1619号 傷害, 児童福祉法違反, 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被告事件 上告棄却

一審において事実関係に争いがなく一審は被告人を懲役3年6月に処した。被告人は量刑不当を理由に控訴したが控訴は棄却された。被告人は上告し, 上告趣意において控訴審判決は児童淫行罪と児童ポルノ製造罪を併合罪としたが, これを観念的競合とする札幌高裁判決があり, 控訴審判決は判例違反であるとした。しかし, 本件の控訴審判決後, 札幌高裁判決は判例性を失った。このように控訴審判決後ではあるが引用された高裁判決が上告審で否定された場合, 当該引用判例は刑事訴訟法405条3号にいう『判例』にあたるかが問題とされた。本決定は, 「判例」といえるためには原判決時に判例が存在することに加え, 高裁判決の判断部分がその上告審において否定されていないことが必要であり, 当該判断が否定された場合には適法な上告理由は消滅したもものとして, もはや刑事訴訟法405条3号の「判例」には当たらないと考えることが相当であるとして上告を棄却した。

(21) 最一決平成22年9月7日 最高裁HP

平成20年(あ)第738号 あっせん収賄, 受託収賄, 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反, 政治資金規正法違反被告事件(棄却)

北海道開発庁長官が, 下部組織である北海道開発局の港湾部長に対し, 競争入札が予定される港湾工事の受注に関し特定業者の便宜を図るように働き掛ける行為について, 受託収賄罪における職務関連性が認められるとした事例
(詳細)

1 事実関係

北海道総合開発計画に基づく港湾工事は, 直轄事業であって, 実施事務に関しては当該事務に関する主務大臣のみが北海道開発局長を指揮監督できるため(平成11年法律第90号による改正前の国家行政組織法10条2項), 北海道開発庁長官には指揮監督権限がなかった。しかし, 予算の実施計画を作製して大蔵大臣の承認を経るため, 北海道開発庁, 北海道開発局, 同局の各開発建設部等は協議を行い, 工事の実施計画案を策定していたため, 北海道開発庁長官は, 予算の実施計画作製事務を統括する権限に基づいて, 港湾工事の実施計画案の策定に関し, 職員を指導することができる地位にあった。

本件当時, 予算実施計画案の策定過程においては, 競争入札が予定される工事について, 落札すべき事業者を北海道開発局港湾部長が指名して各開発建設部の職員を介して業者側に通知することが常態化しており, この通知を受けた業者らにより, 入札金額の調整を伴う談合が行われていた。

平成9年9月11日から北海道開発庁長官に就任していた被告人は, 在任中, A建設株式会社の代表取締役から, 北海道開発庁の地方支分部局として設置されていた北海道開発局(平成11年法律第102号による改正前の北海道開発法9条)が発注する予定の港湾工事について, 予算の作業が行われている段階から, A建設が受注できるように北海道開発局港湾部長に指示するなど便宜な取り計らいをされたい旨の請託を受け, 北海道開発庁長官室に上記港湾部長を呼び出して, 予定される工事の表を提出させるなどした上で, A建設が特定の工事を落札できるように便宜を図ることを求め, その報酬として合計600万円の現金の供与を受け, 原審において受託収賄罪に問われた。

2 判断

上記働き掛けが, 北海道開発庁長官の職務に密接な関係のある行為というべきかどうか。北海道開発庁長官である被告人が, 港湾工事の受注に関し特定業者の便宜を図るように北海道開発局港湾部長に働き掛ける行為は, 予算の実施計画作製事務を統括する職務権限を利用して, 職員に対する指導の形を借りて行われたものである。被告人には港湾工事の実施に関する指揮監督権限はないとしても, その働き掛けた内容は, 予算の実施計画において競争入札を待たずに工事請負契約の相手方である事業者を事実上決定するものであって, このような働き掛けが金銭を対価に行われることは, 北海道開発庁長官の本来的職務として行われる予算の実施計画作製の公正及びその公正に対する社会の信頼を損なうものである。

したがって, 上記働き掛けは, 北海道開発庁長官の職務に密接な関係のある行為というべきである。

(22) 東京地判平成20年7月2日 判例タイムズ1292号103頁

平成15年刑(わ)第794号 各業務上過失致死傷被告事件, 業務上過失致死被告事件(一部有罪, 一部無罪・確定) 新宿歌舞伎町ビル火災事件

雑居ビルの火災事故において, 火がビルの階段やエレベーターホールに置かれていた大量の物品に燃え広がり, 一酸化炭素ガスを含む大量の火煙が営業中の各階店舗に急速に流入したため, 店舗内の客と従業員の多数が死傷した事案において, いわゆる管理監督過失が問題となり, ビルを所有する会社の実質的経営者及び代表取締役並びにビル内の店舗の経営者及び社長に業務上過失致死傷が成立したが, 店舗の経営サイドに位置しながらも, 基本的には実質的経営者を補佐するだけであった者については, ビルの階段部分から出火等の原因となる物品を撤去すべき結果回避措置について専断しうる裁量権が与えられていなかったとしてその責任が否定され無罪が言い渡された。

【公法】

(23) 最二判平成22年9月10日 裁判所HP

平成20年(行七)第432号 損害賠償請求事件(破棄自判, 被上告人の請求棄却)

1 本件は, 茨木市長が臨時的任用職員に対し支給した一時金(期末手当)について, 常勤職員への手当支給以外の規定を置かない地方自治法(平成20年第69号改正前のもの)に反し違法であるとして提起された住民訴訟である。

2 普通地方公共団体の臨時的任用職員に対する手当の支給が地方自治法204条2項に基づく手当の支給として適法といえるためには, 「当該臨時的任用職員の勤務に要する時間に照らして, その勤務が通常の勤務形態の正規職員に準ずるものとして常勤と評価できる程度のものであることが必要であり, かつ, 支給される当該手当の性質からみて, 当該臨時的任用職員の職務の内容及びその勤務を継続する期間等の諸事情にかんがみ, その支給の決定

が合理的な裁量の範囲内であるといえることを要する」とした上、支給対象となった職員が週3日勤務であったこと等から常勤とは評価できないとし、同支給が違法と判断された事例。

3 地方公務員法22条2項、5項の臨時的任用職員については、「地方自治法の趣旨によれば、少なくとも、その職に従事すべく任用される職員の給与の額等を定めるに当たって依拠すべき一般の基準等の基本的事項は、可能な限り条例において定められるべきもの」とした上、そのような規定を欠くにも拘わらずされた同支給が違法と判断された事例。

4 本件の支給についての市長の過失(補助職員の専決による支給を阻止しなかったこと)について、「常勤」性の判断基準や裁判例等が存在しなかったこと等を根拠として否定した事例。

(24) 東京高判平成21年9月29日 判例時報2081号7頁
平成21年(行コ)第2号 政務調査費返還命令処分取消請求控訴事件 控訴棄却(上告受理申立)
目黒区議会議員が自ら提起した住民訴訟を進行する上で必要となった費用(具体的には、情報公開によって開示を受けた委員会の録音テープの反訳費用、証言等の速記録作成費用、控訴提起の印紙代、郵便切手代)を政務調査費から支出したところ、同支出が違法または不当な支出であるとして目黒区長からその返還を求める処分を受けたため、その処分の取り消しを求めた事案において、目黒区政務調査費の交付に関する条例10条(平成18年当時)に関して定められた目黒区政務調査費の交付に関する規程が調査研究費について「議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」と規定しているが、前記支出がこの規定に違反するものとは認められない、とされた事例。

(25) 東京高判平成21年9月30日 判例タイムズ1309号98頁
平成20年(ツ)第80号 損害賠償請求上告事件(破棄差戻)
本件で、Xは、Y市の職員から長女Aの身体障害者手帳を交付された際、Aの鉄道等の運賃については5割引との説明を受けたものの、介護者Xの割引制度については何の説明を受けなかったため、XはAの介護者として鉄道等に乗車した際に支払った正規料金と割引額との差額について、Yの職員の説明義務(情報提供義務)違反に基づく損害であるとし、国家賠償法1条1項ないし民法715条1項に基づき損害賠償を求めた。原判決はXの請求を棄却したが、本判決は、身体障害者福祉法9条4項2号は市町村に対し「身体障害者の福祉に関し必要な情報の提供を行うこと」を課しており、上記介護者の割引制度については身体障害者の移動の自由を保障する意義があるところ、同移動の自由を確保するためには介護者による介護が不可欠であること等を考慮すれば、上記割引制度は上記「必要な情報」に該当するとし、Yの職員は同情報を提供したとは認められないとして、原判決を破棄し原審に差し戻した。

【社会法】
(26) 京都地判平成22年5月25日 判例時報2081号144頁
平成20年(ワ)第4090号・同21年(ワ)第64号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)
飲食店従業員が急性心不全により死亡した事案につき、会社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任が認められたことに加え、会社の取締役に対し、会社の規模や体制等からして直接飲食店の従業員の労働時間を把握・管理する立場にはなく、日ごろの長時間労働から判断して休憩、休日をとらせるなど具体的な措置をとる義務があったとは認められないとして不法行為責任は否定したが、取締役は会社の使用者としての立場から労働者の安全に配慮すべき義務があるところ、恒常的に長時間労働をする者が多数出現することを前提とす一見して不合理であることが明らかな勤務・給与体系をとっており、取締役らが承認していた基本的な決定事項で、同体制に基づく就労を認識していたのであるから、悪意又は重大な過失による任務懈怠があるとして、会社法429条1項に基づく取締役の責任が認められた事例。

【紹介済み判例】
東京高判平成20年7月10日 判例タイムズ1292号315頁
平成20年(う)第923号 業務上横領被告事件(控訴棄却・上告)
→法務速報96号28番で紹介済み

東京地判平成20年8月29日 判例タイムズ1292号281頁
平成18年(ワ)第19802号 育成者権侵害差止等請求事件(一部認容・確定)
→法務速報89号10番で紹介済み

最一決平成20年9月30日 判例タイムズ1292号157頁
平成20年(シ)第338号 証拠開示決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
→法務速報90号22番で紹介済み

大阪地判平成20年10月31日 判例タイムズ1292号294頁
平成19年(ワ)第6131号 預金返還請求事件(一部認容・控訴)
→法務速報97号18番で紹介済み

最三決平成21年1月27日 判例タイムズ1292号154頁
平成20年(許)第36号 秘密保持命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
→法務速報94号5番で紹介済み

福岡高判平成21年4月10日 判例タイムズ1309号232頁
平成20年(ネ)第517号 損害賠償請求控訴事件、平成20年(ネ)第829号同附帯控訴事件(取消、自判・確定)
→法務速報104号8番で紹介済み

大阪地判平成21年9月4日 判例タイムズ1309号213頁
平成20年(ワ)第11774号 前渡金返還請求事件(訴え却下・控訴)

→法務速報103号23番で紹介済み

東京高決平成21年10月15日 判例タイムズ1309号288頁
平成21年(ヲ)第1670号 不動産引渡命令に対する執行抗告却下決定に対する執行抗告事件
(取消, 自判・確定)
→法務速報105号21番で紹介済み

東京地判平成22年1月29日 判例時報2081号112頁
平成20年(ワ)第14681号 補償金請求事件 棄却(控訴)
→法務速報106号9番で紹介済み

最三判平成22年3月16日 判例時報2081号12頁
平成20年(オ)第999号 遺言無効確認等請求事件 破棄自判
→法務速報107号19番で紹介済み

最二決平成22年3月17日 判例時報2081号157頁
平成21年(あ)第178号 職業安定法違反, 詐欺, 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律違反被告事件 上告棄却
→法務速報108号26番で紹介済み

最三判平成22年3月23日 判例時報2080号24頁
平成21年(行ヒ)第214号 政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件(破棄差戻)
→法務速報108号31番で紹介済み

最一判平成22年3月25日 判例時報2081号3頁
平成21年(行ヒ)第42号 不当利得金返還等請求事件 破棄自判
→法務速報108号2番で紹介済み

最三判平成22年3月30日 判例時報2079号40頁
平成21年(受)第1780号 損害賠償請求事件(破棄自判)
→判例速報108号4番で紹介済み

最一判平成22年4月8日 判例時報2079号42頁
平成21年(受)第1049号 発信者情報開示請求事件(棄却)
→判例速報108号6番で紹介済み

最三判平成22年6月29日 金法1904号111頁
平成21年(受)第1298号 執行分付与請求事件(棄却)
→法務速報111号12番で紹介済み

最三判平成22年7月6日 判例時報2079号20頁
平成20年(行ヒ)第16号 所得税更正処分取消請求事件(破棄自判, 被上告人の控訴棄却)
→判例速報111号22番で紹介済み

2. 平成22(2010)年9月15日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

国会閉会中のため, 9月15日までに新しく成立した法律はありません。

3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

潮見佳男 信山社 432頁 9240円
債務不履行の救済法理

福田誠治 有斐閣 330頁 5250円
保証委託の法律関係

ダニエル・H・フット/太田勝造編 東京大学出版会 265頁 5880円
現代日本の紛争処理と民事司法3 裁判経験と訴訟行動

須永醇 日本評論社 448頁 6510円
意思能力と行為能力・・・★

升田純 民事法研究会 416頁 3885円
判例にみる損害賠償額算定の実務

大場民男 新日本法規 420頁 4095円
保証契約否認への対応

4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

日本経済法学会編 有斐閣 162頁 2635円
日本経済法学会年報 第31号 通巻53号 2010年 特集・独禁法執行のための行政手続と司法審査 公取委の審判制度廃止論との関連において

城祐一郎 立花書房 220頁 2100円
実践志向の捜査実務講座 特別刑事法犯の理論と捜査[1] 知能犯/労働災害/国際刑事法

松井芳郎 東信堂 395頁 3990円
国際環境法の基本原則

土屋清 成文堂 272頁 3360円
憲法学の新たなパラダイムを求めて

木下富夫 日本経済評論社 322頁 5040円
戦後司法制度の経済学的分析 「小さな司法」とそれからの転換

兼平裕子 信山社 216頁 7140円
低炭素社会の法政策理論・・・★

5. 発刊書籍の解説

・意思能力と行為能力
意思能力と制限行為能力の関係について、意思能力が問題となる限界的事例を解説している。
なお、巻末には意思能力・行為能力にまつわる3つの重要判例の詳細な解説を収録している。

・低炭素社会の法政策理論
「低炭素社会」の実現と持続のために一貫した法政策・法理論が不可欠であるとし、その枠組みを解説している。
日本におけるエネルギーの特異性に着目し、これに沿った独自の法理論を構成する必要があるという見解を示している。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (公財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
